

報告第8号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第6号	平成31年4月10日	訴えの提起 について	1 事件番号 平成31年 [REDACTED] 2 事件名 賃料等請求事件 3 被告 [REDACTED] 4 請求の趣旨 (1) 被告は原告に対し、186,900 円を支払え。 (2) 訴訟等費用は被告の負担と する。